國學院大學学術情報リポジトリ

御祭神に関する神社制度：別格官幣社配祀神殉難戦没之将士を例として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-10-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河村, 忠信 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001015

御祭神に関する神社制度
――別格官幣社配祀神　殉難戦没之将士を例として――

河村忠伸

はじめに

近代神社行政は御祭神に関する事項も管掌したが、具体的にどのような制度であったか不詳な点も多い。本稿では御祭神に関する制度がどのようなものであったか、別格官幣社藤島神社・名和神社・菊池神社等の配祀神である「殉難戦没之将士」の承認事例から考察したい。

一、公認神社の誕生

近代神社制度に於いて国家の宗祀(1)と位置付けられ神社は地租の免租など各種の恩典を蒙ることになる。しかしそれは国家の管理に属することでもあり、当然ながらそれまで全国に鎮座していた神社が無条件に近代制度下の神社と認められた訳ではない。維新がなされた頃、全国には式内社をはじめとする古社や神職が常駐し参詣者で賑わう神社だけ

ではなく、寺院内の鎮守や近隣住民が崇敬する山野路傍の小祠や一族で奉斎する屋敷神（邸内社）などの社が無数に鎮座し、それぞれ祭祀が営まれていた。こうした中、一定の条件を満たす神社のみが国家の宗祀たる神社（以下、便宜上「公認神社」とする）となり、それ以外は個人崇敬の祠（私祭神祠）とされた。この公認神社について内務省神社局總務課長児玉九一(くいち)(2)はその著『神社行政(3)』の中で次のように述べた。

「何等之を明にした明文も無く、之が定義は一に従来の沿革、行政上の取扱等を参酌し、所謂社会通念に従つて決定し得るに過ぎない。故に法律的には充分に神社の意義を明にする定義を下し得ないのは已むを得ない所であるが、現在学者並に実務家の通説としては、神社を定義して、「神社は帝国の神祇を祭祀し、公の祭典を執行し、公衆参拝の用に供する設備であつて、神社明細帳に登録されたものを謂ふ。」とするに略一致して居る。」

右の定義は表現こそ異なるものの当時の神社行政に携わった者に共通する理解である。つまり（一）帝国の神祇を祭祀、（二）公の祭典を執行、（三）公衆参拝の用に供する設備、以上三点の条件を満たし、「神社明細帳」に登録された神社のみが営造物法人（公法人かつ財団法人）として各種恩典に浴する公認神社たり得るのである。逆に言えば一家個人の為の祭祀を行う邸内社は公衆に参拝させることができず、法律的にも神棚同様の位置づけになる(4)。

二、御祭神に関する神社制度

神社行政には御祭神に関する事項も含まれる。そもそも江戸時代まで「祭神不詳」や祭神につき諸説ある場合、同一祭神であっても表記が統一されていなかった場合が大多数であった。社名についても同様であるが、神社明細帳に記載するために由緒を考証し命式名称を確定させたことは近代神社行政の功績と評価すべきで、恣意独断による改変や狐を稲荷神と錯誤するなどの俗信、荒唐無稽な祭祀の予防装置として機能した。これは公認神社が「国家ノ宗祀」

であるためには不可欠な制度である。逆の見方をすれば神社明細帳に登録された神社の中にはもともと個人が勧請した邸内社や由来不明の叢祠もあったが、国家により御祭神、祭祀を含め公の神社として公認されたということでもある。この措置は「国家ノ宗祀」として一定の保護を与える以上当然のことであり、私祭神祠として存続する方途が許されていたことと考えあわせるならば信仰の弾圧とはなりえなかった。

あらゆる神社制度についていえることであるが、維新以降、試行錯誤を経て行政措置が蓄積されて法令として整備された。御祭神に関しては大正二年四月二十一日内務省令第六号[5]第一条、第十一条がそれまでの行政措置を集約し終戦まで法的根拠として機能している。

第一条　祭神ノ決定、変更又ハ訂正ヲ請ハムトスルトキハ官国幣社ニ在リテハ地方長官ヲ経由シ内務大臣ニ、府県社以下ノ神社ニ在リテハ地方長官ニ具申スヘシ

第十一条　北海道ヲ除クノ外祭神ノ決定、変更又ハ訂正ヲ為サムトスルトキハ地方長官ニ於テ内務大臣ニ稟請スヘシ

以下、大正以降の具体的な御祭神に関する措置を見ると大きく決定、変更、訂正に分類される。尚、この制度を解説するにあたり児玉は「祭神は神社の主体・根本を為す最も重要なる要素であるから、之が取扱を誤まるに於てはその神社成立の事由を失ひ、或ひは神社の尊厳を害する等の事無きを保し難い。故に当局者は此の点に注意し最も慎重に考慮すべきは言を俟たない。[6]」と述べている。祭神の決定とは従来「祭神不詳」など祭神名がわからなかった神社に就いて由緒考証の結果、祭神名を確認することをいう。次に変更とは合祀などにより祭神が増える場合や御祭神が

変わる場合をいう。訂正とは祭神名に誤字などがあった場合にこれを改めることをいう。ただし変更・訂正の意味・範囲について児玉九一、岡田包義[7]、武若時一郎[8]など当局者間に見解の相違があって、児玉は変更と増減を別とし、武若は祭神名に関する誤字修正は明細帳記載の修正であって訂正に当たらないとする。

神社がこれらの行為をする場合、官国幣社の場合は地方長官を経由して内務大臣に具申し、府県社以下は地方長官に具申し地方長官はこれを内務大臣に稟請してその指揮に従い処分することとなっていた。ただし官国幣社御祭神については勅裁を経て内務大臣が奉行する慣例が存在していたと武若は述べている[9]。

三、「帝国の神祇」の範囲

「帝国の神祇」という言葉は一見あたり前の表現と見過ごされやすいが、制度を踏まえてこれを見た場合、近代神道史上で非常に重い意味をもつ。先述の行政措置の他に神社の新規創設や神仏判然や神社明細帳作成時の祭神名考証でも機能したものと推測されるが、「帝国の神祇」という考えが神社行政の中でいつどのように発生し、更に効力を発揮したかほとんど研究がなされていない。児玉も「神社の祭神は我が国家と密接なる関係を有し、国家国民の尊崇すべき帝国の神祇である。併し如何なる祭神を以て帝国の神祇と認むべきやに就ては、現行神社法規上別段の規定を見ないが、国家国民によつて等しく尊崇せらるべき祭神は、皇祖皇宗の尊霊を始め奉り、下忠節勲功の士の英霊とすべきは云ふを俟たない[10]。」と述べており、戦前にあって明文化されておらず、今日これを研究するには具体的な行政処置の考証を蓄積するより他ない。ちなみに当局者の理解を整理すると、児玉は前述の定義のあと帝国の神祇を（一）皇統の祖神を祀りたるもの、(二)歴代の天皇を奉祀せるもの、(三)皇族を奉祀せるもの、(四)皇室に勲功ありし神、(五)国家に勲功ありたる神、（六）氏族の祖神及び氏神を祀りたるもの、と大別した。尚、（五）は国土全体と地方とに分

類され、前者として大国主命、後者として敢國神社・寒川神社を例示している。次いで岡田は「祭神とは神社に斎祀せられてゐる帝国の神祇を謂ふ。如何なる神祇を以てこゝに所謂帝国の神祇と認むべきやは我国古来の沿革によつて自ら定まつてゐるのであつて」[11]とし、(一)皇祖皇宗及其の系統に属する神、(二)国土成立以来我民族の信仰に成れる神、(三)皇室及国家に功績のあつた神、(四)国利民福の守護神、(五)氏族の祖神、(六)国土鎮護の産土神、に分類した。最後に武若[12]は

神社は寺院・教会其の他の宗教的施設と異なり、国家の宗祀として、国家及び国民全体に依つて崇敬せらるべきものであるから、祭神も亦宗教的施設に於けるものとは異なり、国家及び国民と密接なる関係を有し、国家及び国民に依つて斉しく尊崇せらるべき神祇であらねばならぬ。世に神祇として尊崇せらるるものは多いが、古来神社の祭神として奉祀せられるのは、皇祖・皇宗を始めて、皇室又は国家に勲功ありし皇族及び臣民、氏族の祖先等に限られてゐる。

と解説した上で「淫祠」を神社として祀ることはあってはならないと結んでいる。

このように神社行政及び当局者は独自の祭神観を有していたのであり、それが実体化された制度を考究することは所謂「国家神道」を検討する上で不可避である。本稿では御祭神に関する神社制度の一端として別格官幣社藤島神社他の配祀神である「殉難戦没之将士」を例にその実体解明を試みる。

四、配祀神の定義

配祀神について児玉は「祭神には又主祭神と配祀神（相殿神或は合殿神）の別がある。祭神二柱以上を祀れる場合に、当初から一社の主体として祀られたるもの、又は後より増加せられて之と同等の待遇を受くるものを其の神社の主神と言ひ、此の主神に付随して祀られたる神を配祀又は相殿（合殿）神と称し主神を区別する名称に用ひられる。[13]」とし、岡田は「一神社に祭神数柱ある場合に於て、其の数神が何れも当該神社の主神として対等なることがあり、或は主神に従として他の神を併せ祭れる場合がある。後者の場合之を配祀又は相殿の神と謂ふ[14]」と述べ、武若も従祀の神を配祀神と解説した。このように行政として主祭神に従属する配祀神の存在を認めていたが、その行政上の取扱いについては何等言及がない。

五、別格官幣社　藤島神社列格まで

南朝方の中心的武士の一人であった新田義貞は恒良親王、尊良親王を奉じて北陸に至り藤島の地で戦没した。明暦年間新田義貞殉難の地である藤島で古兜が発見され、万治三年（一六六〇）福井藩主松平光通が石碑を建立し地元の崇敬を集め、福井藩知事松平茂昭が碑を改建し、明治三年（一八七〇）十二月に国家の祀典に列することを建白した。[15]その趣旨は「神祖以来上公卿ヨリ下庶民ニ至マテ皇国ニ功労アル者ヲ御褒賞アラレ或ハ神号ヲ賜リ或ハ恤典ヲ蒙リ候儀実ニ以テ聖明ノ至リニシテ千載ノ一時ト難有御事ト存シ奉リ候」という施政の中、新田義貞の事歴も「忠貞義烈ニ至リテハ古忠臣ニ愧ス」ものであり、贈位等の賞典及び祀典に列することを請願するものであった。

南朝功臣については楠正成が先行していた為、新田、名和、菊池、児玉らの顕彰の気運が高まってきていた。明治三

年四月四日兵部省では招魂社へこれら「王事ニ勤労ノ諸賢士」を配祀することを弁官に上申するも許されなかった[16]。歴朝功臣の顕彰運動は各地で行われており、教部省では明治五年七月九日正院に対し神号宣下に付伺をたてた[17]。

歴朝諸功臣ノ儀御一新以来地方諸向ヨリ人民ノ情願ヲ以テ新社造立神号　宣下等願出候ニ付過日相伺候処人民ノ祈願ニ不拘諸功臣位列至当ノ処分取調可差出旨御達有之候ニ付尚勘考ニ及候処上古以来歴世幾多ノ功臣ヘ新ニ各社創営一般ノ御処分有之候儀ハ素ヨリ不容易儀ニ付現今衆庶追慕ノ厚志ヲ以神社造立神号等願出候中其生前王事ニ勤労功徳尤著キ分ノミ差向先左ノ通リ神号　宣下有之可然哉尚其他類似ヲ以願出候向有之候ハヽ其節々事歴取調其功業ノ厚薄ニ依リ御取捨有之可然儀ト致商議此段相伺候也

教部少輔黒田清綱

壬申七月九日　教部大輔宍戸璣

教部卿嵯峨實愛

正院御中

鎌倉宮始六社社格ノ儀并但書共　御沙汰ニ不被及候新田義貞社始六社神号　宣下不被仰付候条神号願出候向ハ其省ニ於テ取糺シ不都合無之候ハヽ可聞届事

七月二十九日

〈後略〉

ここで「鎌倉宮始六社」とは鎌倉宮・井伊谷宮・湊川神社・豊榮神社・健勲神社（ただし「健功神社」と記載）・豊國神社・東照宮の「右各社贈官位神号　宣下有之」神社であり、「新田義貞社始六社」とは新田義貞社（「藤嶋神社」）・新田義興社・名和長年社（氏殿権現）・菊池武時社・上杉謙信社・嶋津斉彬社のことである。藤島神社の項を見ると

新田義貞社
越前国吉田郡藤嶋郷燈明寺村義貞戦没ノ地ニ松平慶永新社ヲ造立ス神号　宣下願ニ付藤嶋神社ト　宣下可有之哉
義宗　義助（脇屋）[18]
右義貞合祀

となっている。尚、ここで記載された燈明寺村は誤りであり、後年訂正されている。このように社号まで原案が作成されていたが別格官幣社として列格には至らず、松平茂昭に対し沙汰は無かった。列格するということは別格官幣社として承認するだけではなく、維持管理の方法、祭典費なども定めなくてはならない。明治五年は近代神社制度の草創期であり、次々と請願が出される功臣を祀る神社を受け入れる体制が出来上がっていなかったことが列格に至らなかった原因と思料される。また明治五年に無願での社寺創立が禁止され、明治九年に境内坪数が制限された通り、維持管理と財政上の理由から政府は神社及び境内が無制限に増大することを懸念していたことも無関係ではないだろう。

何等回答の無い状態に対し、松平茂昭は東京府を通じ再度の請願を出し、また敦賀県からも建白がなされた。[19] 明治八年十二月の松平茂昭の請願趣旨は前回とほぼ同様であるが、藤原鎌足（談山神社）、和気清麻呂（護王神社）など「皇国ニ勲労アル者ハ追々官幣社ニ被列続テ今春去戊辰以来苟モ国事ニ斃レ候者マテヲモ府下招魂社へ御合祭被為在

候折柄独義貞ノミ御遺漏相成候テハ千載ノ遺憾ト奉存候間」と同様の別格官幣社が認められたことを理由に進展を願っている。ここで着目すべきは「皇国ニ勲労アル者」として招魂社についても言及している点であり、当時の招魂社観が伺える。この再願は東京府を通じ教部省へ上申されたのであるが、東京府では次の添状を付した。

当府華族正四位松平茂昭ヨリ越前国吉田郷燈明寺村ニ有之新田義貞戦没所叢祠大楠神社ノ例ニ準シ更ニ贈神号永御祭典奉幣使ヲ下賜候様去ル庚午十二月旧福井藩知事奉職中致建議置猶又去ル壬申二月中旧足羽県参事郡田氏寿ヨリモ仝様出願イタシ候処未タ何等ノ御沙汰モ無之候ヘトモ昨年以来追々官幣社ニ被列候類例モ有之候間義貞叢祠モ外同様御祭祀方特別ノ御沙汰有之忠壮義烈ヲ表旌イタシ度旨別紙ノ通リ申出候間可然御指揮有之度此段上申候也

松平と同時に敦賀県の方でも八年三月二十三日、同年八月二十二日と重ねて上申した。再申に「左中将新田社々格」とあり、また東京府の添状から明治五年の伺から検討は重ねられてきたであろうが事態は進展していなかったことがわかる。これらを受けた教部省では八年十二月十八日付で「特命ヲ以テ社格御治定相成候様イタシ度」と再度の上申した。

六、藤島神社列格

この再度の上申を受けた太政官では列格に向け動き出し、明治八年十二月二十四日付で「申請ノ通御聴許可然哉」との議案が作成された。方針としては明治九年三月二十九日には史官第一科より式部寮宛に「教部省伺新田義貞御崇

祀ノ儀別紙ノ通御裁下被付即御廻シ申候　宣命等於御寮可然御取計有之度候也」と文書が発せられているから早々に決定したことは明らかである。この間、列格に向けて教部省・式部寮では神社創立・祭式・予算・修繕について精査を重ねた。教部省が最も苦慮したのは予算の問題であり、二月中の教部省回答（第一科、第二科宛）では別格官幣社は官幣小社に準じた金額が支出されることを確認しつつも、九年六月までは予算決定済につき「定額通御下渡難相成訳ニ付」として一時的に例祭の延期や神官人員・出張費・修繕費の制限を試算していることを述べている。当初の予算はは百五十円余であったが、三月十三日検査寮より神社費額の内、宿代などの減額分から捻出見込との回答があり解決した。

また社号については鎌倉・井伊谷など地名を用いる類例があることを理由に明治五年の伺通りに「藤島神社」とすることとし、配祀は「新田義宗脇屋義助両名ノミニテ可然存候」ということとなった（三月二十四日、教部省発第二科宛回答）。このように着々と準備が進められる中、四月十九日付で松平茂昭より藤島より発掘された兜を霊代として献納したいとの願が宮内省宛に出され、五月一日宮内省より教部省へ照会、五月五日教部省より太政官へ上申された。霊代については既にこの時点で神鏡を鋳造し奉納することで決定し、式部寮で準備が進められていた為、神鏡を霊代に、兜を宝物とすることとなった。

かくして明治九年十一月七日付で敦賀県及び各省へ列格のことが通達された。

　教部省へ達

藤島神社（越前国吉田郡三ツ屋村　新田義貞祠）

右ノ通社号新定別格官幣社ニ被列候条此旨相達候事

但新田義宗脇屋義助配祀可致事
　敦賀県へ達
前同文
　内務大蔵両省へ達　各通
藤島神社々格ノ儀別紙ノ通被定候条此旨為心得相達候事
　大蔵省へ達
石川県下越前国別格官幣社藤島神社へ神鏡鋳造霊代御納付相成候条為心得此旨相達候事

祭典は明治九年十二月十五日に斎行され、[20]霊代については式部寮十等出仕飯田正巳が幣帛神饌料十五円を副えて護送した。[21]次いで楠正行と併せ贈位がなされたため、翌十年一月十二日石川県令桐山純孝が勅使を拝命して祭典が執行された。[22]序列については湊川神社の次とし、[23]例祭日については談山神社の例に従い薨日を太陽暦に換算して定められた。[24]

七、名和神社・菊池神社列格と配祀神

藤島神社は主祭神を新田義貞、配祀神を新田義宗・脇屋義助とする別格官幣社と列した。一方、同じく南朝忠臣を御祭神とし、明治五年時点では同様の審議が進められていた氏殿神社（名和神社）・菊池神社はそれぞれ県社に列していた。両社の御祭神の事歴を見ると、氏殿神社の御祭神である名和長年は伯耆国の豪族で後醍醐天皇を隠岐より船上山に迎えて挙兵し六波羅探題攻めに功績があった。建武の新政では記録所・武者所の寄人、因幡・伯耆の守護とな

るが足利尊氏を迎え撃って三条猪隈にて殉難。名和氏を慕う住民により小祠が建立され、延宝五年（一六七七）藩主池田光仲が小路山に社殿を造営し社領を寄進したという由緒をもつ。菊池武時は肥後の豪族で南朝方として挙兵し鎮西探題北条英時と戦って殉難、その子武重・武光はその遺志を継ぎ一族は九州南朝方の中心となって戦った。この赤誠を明治天皇が褒賞され、藩主細川氏に祭祀をお命じになり祠が建立されたのが創祀である。このような事歴を考えた時、楠正成、新田義貞同様に南朝に忠義を尽くした武士として、これを追慕する郷里の住民が同等の待遇を求めるのは当然のことであった。ここで両社の明治五年の申請状況を確認すると

名和長年社
伯耆汗入郡船上山下名和荘ニ神社アリ氏殿権現ト称ス貞享中造立元鳥取藩知事池田慶徳神号　宣下願ニ付名和神社ト　宣下可有之哉
長重
右長年合祀

菊池武時社
肥後菊池郡隈府菊池氏代々ノ故址タルヲ以テ元熊本藩知事細川氏新社ヲ造立ス旧神祇省へ伺ノ上菊池神社ト号ス更ニ　宣下可有哉
武重　武光　武朝
右武時合祀

となっている。(25)

制度が整備されていくにつれ、神社の待遇が社格によって定まることが漸次明らかになっていく。そこで地元の熱誠は昇格の請願という形で表れてくる。(26)まず氏殿神社については、明治九年六月二十二日鳥取県参事伊集院兼善より上申書、同年十月二十八日氏殿神社祠官兼権少講義糟谷末枝より建白書、十二月十六日には島根県令佐藤信寛代理として七当出仕星野輝賢より上申書がそれぞれ教部大輔宍戸璣宛に提出される。また旧藩主池田慶徳からも宮内卿徳大寺実則を通じて昇格の願が出されるが、明治五年時も慶徳の請願が元となっている。菊池神社については明治八年十月二十四日（白川県権令として）、同九年十月十三日熊本県令安岡良亮より教部大輔宍戸璣宛に伺が出されている。

以上の請願は社格昇進であることは同じであるが、鳥取県は国幣社、糟谷・池田・星野は別格官幣社、安岡は官国幣社という相違がある。このうち糟谷末枝は「試ニ社格ヲ以テ官等ニ比較スルニ官幣社ハ勅任官ノ如ク国幣社ハ奏任官ノ如ク而シテ県社以下ハ判任官ノ如シ又試ニ社格ヲ以テ属族ニ比較スルニ官幣社ハ華族ノ如ク国幣社ハ士族ノ如ク而シテ県社以下ハ平民ノ如シ且判任平民官給或ハ家産アツテ朝臣ノ霊饑餓ヲ免カレス若シ県社平民比較不倫トナシ仮リニ官幣社ヲ進メテ皇族ニ比較シ以下之レニ準シ各一等ヲ進ムルモ亦無禄士族タルニ過ス豈遺憾ナラスヤ仰願クハ御論議ノ上氏殿神社ヲ以テ別格官幣社ニ被加朝臣ノ霊ヲシテ無給判任無禄士族ノ地位ヲ脱セシメンコトヲ」(27)と述べており、当時社格が神職にどのように認知されていたかを知る一端を示す史料であって興味深い。

昇格願いの趣旨としては「楠氏既ニ官幣社ニ被列菊池氏ハ遙ニ下テ県社ニ列シ候而ハ少シク不公平ニ属シ可申候」であり、昇格によって「忠義御勧奨ノ道弥彰ニシテ関係ノ人民感戴興起所向ヲ知リ一層忠愛ノ心ヲ奮勉スルニ至ラン」(28)（共に明治八年安岡）というものである。因みに池田慶徳は本件が審議されている明治十年八月二日に逝去したため、同年十一月二十八日その志を継いだ池田輝知より改めて別格官幣社昇格の建白書が徳大寺実則宛に出されてい

る。これらの請願につき内務省は十月二十日時点で「湊川藤島両社既ニ官祀ニ被列候上ハ右両神社モ同様別格官幣社加列当然ノ儀ニ被存候」と伺いを立てており、昇進の方針は既に固まっていた。

両社の昇格願いが藤島神社の事例と全く異なっていたのは糟谷末枝が建白書に名簿を副えて名和長年に従った一族郎党をも配祀されたいと願ったことである。明治五年段階では氏殿神社は名和長年を主祭神とし名和長重を配祀神とする予定であった。そこに糟谷末枝は「朝臣一門族党前後殉国ノ者通計四十一人其精神魂魄天地間何レノ方位ニ漂泊スルヲ知ラス朝臣ノ霊ニシテ幸ニ稍々其所ヲ得ハ右四十一人別紙ノ如ク亦タ廟庭ニ配食シテ永ク其余栄ヲ分タシムルヲ得ン(29)」と四十一人を加えて配祀神としたいと願い出たのである。この四十一人とは義高、高光、泰長、行泰、義重、高通、高政、長氏、貞氏、高長、高年、行重、秀村、某（長村孫惟村嫡男五郎兵衛尉）、重村、興村、信貞、廣貞、廣次、助貞、助重、長信、高直、行實、助國、高國、内河眞信、内河眞親、内河眞員、内河右眞、内河右弘、内河義法、内河右景、内河武景、内河國時、河迫義元、河迫忠頼、荒松忠成、香原林元親、小鴨幸清、土屋宗清であり、明治五年時点で既に配祀神として名前の挙がっている名和長重は含まれていない。この名和一門の名簿で特筆すべきは姓名のみならずどの戦にて殉難したかを明記している点である。星野輝賢の明治九年の伺にも「伏テ願クハ楠新田了氏ト同轍官幣社ニ列シ以テ祀典ヲ隆ニセラルレハ上ハ同氏一門殉難ノ霊ヲ慰シ下ハ民庶明世ノ徳輝ヲ仰クニ足ランコト日夜企望ノ至ニ堪ヘス(30)」とあり、「一門殉難ノ霊」が意識されている。

この両社の状況と同じくして明治十年八月愛媛県士族脇屋義篤より脇屋義助の一族郎党二十六名を祀ってほしいとの請願が出された。愛媛県より請願が出された理由は脇屋義助が兄義貞の没後、軍勢を指揮して四国に渡り伊予にて病没したことによる。「新田家一族遺跡御追吊之儀ニ付上申(31)」と題する脇屋の請願の主旨は「僻境ニシテ其跡サヘシル人稀ナリ原祖義貞之微忠ハ相顕レ既ニ御賞誉ヲ賜リ　御聖断御仁恤ヲ以祭典之道相行レタリ因テ右類族之寸志ヲ

モ御賞誉ヲ賜リ義貞之如ナラストモ相当之祭典御施行ナサセラレ候半々　聖恩之厚衆庶感銘シ奉ルヘクト存奉リ候」と新田義貞没後、伊予に渡って南朝に尽くした将士へも義貞に準じて「相当之祭典」を執行されたいというものである。ここで脇屋義篤が「脇屋義治新田義宗へ随従人名如左」と明記したのは、堀口貞範、里見義氏、天野政長、堀貞政、宇都宮定綱、児嶋正光、小山田家久、太田基行、林源秀、大江田義政、羽川直重、細屋義信、酒匂安元、中條経俊、篠塚範能、亘理直家、金子元忠、河嶋氏則、田中義俊、一ノ井義綱、大館氏清、鳥山義尭、児嶋正綱、畑時忠、栗生俊貞、船田氏春の二十六名である。

この愛媛県からの請願は名和神社、菊池神社の列格と同時に検討され、既に官国幣社列格済の功臣を祀る神社の配祀神・摂社について調査がなされた[32]。

摂社并ニ配祀ノ事

鎌倉宮

村上義光　南ノ方　摂社

護王神社

法均　配祀　百川　摂社　豊永　摂社

湊川神社

正行以下配祀

藤島神社

義宗義助配祀

右祭式祝詞等総テ各社神官取扱来候ニ付今般藤島神社へ右二名ノ外将士配祀ノ分モ其式神官へ被付候筈ニ可有之事

ここで「祭式祝詞」とあるが、配祀神増加となれば当然霊代や勧請のことが問題となる。前後に出された列格報告の祭典次第などにも勧請のことは記載されていない。つまり太政官に於いて列格及び配祀神として奉斎することの是非は議論するが、具体的勧請方法については当該神社神官に一任されていたということが窺い知れる。

このように調査を進めた上で太政官では明治十年十月二十六日付「氏殿菊池両神社社格并新田義宗義助ノ外一族ノ者藤嶋神社へ配祀等ノ儀[33]」を作成し参議、太政大臣回議の上、上奏をして御裁可を仰いだ。本件は御裁可を賜ったことを示す「聞」が捺印されている。

別紙内務省伺氏殿菊池両神社別格官幣社ニ被列長重武重以下殉難戦没ノ将士配祀相成度并先般新田義宗脇屋義助藤島神社へ配祀相成候ニ付其他ノ将士モ同一ニ配祀相成度且又氏殿神社社号被改度趣ハ湊川藤嶋両神社等ノ例モ有之御採用相成可然ト存候右制可ノ上ハ御祭文等ハ式部寮ニ於テ取調候様可致依テ御達案等ヲ具シ仰高裁候也

このように列格と併せて、「殉難戦没ノ将士」を配祀することの御裁可を仰いでいる。三社所在の三県に対する達[34]は内務省案の通り御裁可の上、明治十一年一月十日付で施行された。

島根県

名和神社（伯耆国汗入郡名和村鎮座　氏殿神社祭神名和長年）

右之通社号改定別格官幣社ニ被列候条此旨相達候事

但長重以下殉難戦没之将士配祀可致事

明治十一年一月十日　太政大臣

熊本県

菊池神社（肥後国菊池郡正観寺村鎮座　菊池神社祭神菊池武時）

右別格官幣社ニ被列候条此旨相達候事

但武重以下殉難戦没之将士配祀可致事

明治十一年一月十日　太政大臣

石川県

其県管下藤島神社社格被相定候節新田義宗脇屋義助等配祀相成候処其他殉難戦没之将士一同配祀可致此旨相達候事

明治十一年一月十日　太政大臣

かくして列格した名和神社は三月二十日[35]、菊池神社は一月三十一日[36]に列格の祭典が斎行された。祭典の勅使は各県

権令（島根県境二郎・熊本県富岡敬明）が仰せつかった。[37] 例祭日は他社同様に御祭神の卒日を太陽暦に換算してそれぞれ決定。[38] また別格官幣社の順序も明治十二年十月二十一日内務大臣から太政官に伺い出されて、談山神社、護王神社、菊池神社、湊川神社、名和神社、藤島神社と定められた。[39]

別格官幣社の創建について村上重良は「特定の人間のつよい霊を鎮め祀る御霊信仰の伝統を受けつぐ特異な性格の神社だった。（中略）天皇制的国民教化のねらいを雄弁に物語っていた。[40]」とその政治的操作性を指摘した。この説に対し白山芳太郎[41]は各社の個別研究史と比較して公平でないと再検討し、中村聡[42]は福羽美静、矢野玄道、座田惟貞らの主張から当時の霊魂観の多様性を確認しつつ、別格官幣社創建が「神道国教化」では括りきれない「長い歴史的・精神的連続性をもっていたこと」を指摘した。本研究でも太政官・教部省が創建を主導したのではなく地元関係者の追慕の念が原動力となったこと、中央官庁の対応または地元関係者の請願共に顕彰と慰霊が中心で御霊信仰は見受けられないことが前掲史料より確認できる。

八、「殉難戦没之将士」の範囲と配祀神の取扱

このように勅裁により「殉難戦没之将士」が配祀されることとなったが、具体的な祭式方法が神官に任されたことにより各神社の配祀神名には各社の斟酌の余地があった。名和神社にあっては名簿に基づき四十二名を配祀神として列記されるのに対し、藤島神社では義宗・義助に加えて「明治十一年十一月廿二日新田義顕新田義興以下殉難将士ヲモ配祀スヘキ旨達セラル[43]」と理解した。かかる状況に対し熊本県より確認のための伺が出される。[44]

菊池神社殉難戦没之将士配祀之儀伺

先般菊池神社別格官幣社ニ被列武重以下殉難戦没之将士配祀可致旨御達之趣謹承仕候右ハ去ル明治元年七月旧藩主細川越中守ヘ御達ニ菊池氏之義ハ曩祖武時以来累代皇室ニ勤労シ其誠忠臣子之模範ト相成候段兼々御嘉尚被為在固ヨリ御旌表被為在度候処今般長岡左京亮建言之義御採用相成候付テ右祭祀之義於其藩執行可致旨被仰出候ニ付右建言之趣ト御達トニヨリ旧藩ニテ武時ヲ主トシ武重武士武光武政武朝ヲモ配祀仕来リ候処今般更ニ武重以下殉難戦没之将士配祀可致旨御達之趣右ハ武重以下武朝ニ至迄ノ五代ハ戦没ニハ無之候得共其誠忠大節凛然トシテ皇威ヲ一方ニ維持シ実ニ絶世之大勲臣子ノ亀鑑タルヲ以テ是迄之通配祀仕リ尚武村頼尚隆舜武吉武敏武義等ヲ始メ其一族ニシテ殉難戦没著名之者迄ヲ配祀致候義ニ候哉将又元弘ヨリ弘和九年南北御平和ニ至迄同氏ニ属シ殉難戦没セシ他家之将士ニ至ル迄配祀致候義ニ候哉此段相伺候条速ニ御指令被下度候也

明治十一年二月七日

熊本県権令富岡敬明

太政大臣三條實美殿

太政官ではこれを内務省へ照会した。

明治十一年二月十八日

本局

内務省へ照会案

菊池神社殉難戦没ノ将士配祀ノ儀ニ付熊本県ヨリ別紙ノ通伺出候処該件ハ御省ニ於テ取調稟議ノ上御発令相成候末ニ付御見込承知イタシ度此旨及御照会候也

明治十一年二月十八日　書記官

内務書記官

御中

これに対し内務省では

太社第四十九号

菊池神社配祀之儀ニ付熊本県伺出之旨ヲ以御照会之趣了承右武重以下ノ五代ハ是迄之仕来ニ為任置尚一族他家ニ拘ラス殉難戦没之将士ハ渾テ配祀相成可然存候仍テ該県伺書返却此段及御回答候也

明治十一年二月廿日

内務省内局

大書記官　品川弥次郎

太政官書記官

御中

と回答し、それに基づき太政官書記官より熊本県に対し

別紙菊池神社配祀ノ儀御伺出ノ処右ハ従前配祀ノ武重以下五代并全氏ニ属シ殉難戦没ノ将士ハ一族他家ニ拘ハラス渾テ配祀相成可然存候条此旨及御回答候也

明治十一年二月廿八日　　書記官

熊本県権令富岡敬明殿

と回答した。「殉難戦没将士」が主祭神に属し殉難戦没した将士全てを対象とすることは本回答により明白である。そもそも史料が少ない中で殉難した将士全ての氏名を遺漏なく確定させるのは不可能であり、また際限なく配祀の請願が提出されるのを防ぐためには個人を区別せず広く将士を対象とする方が理に適っている。かかる考え方は徳川慶勝の楠社建立の建言に既に示されており、先の達に際し鎌倉宮や湊川神社の配祀神を調査していることからも前例を参考にしているものであろう。

次に「戦没」が必須の要件であるかどうかであるが、内務省と太政官書記官のやりとりは武重以下五代の配祀神の資格確認と「殉難戦没之将士」の範囲の範囲確認の二段構えで論じられている。前者について武重以下五代は戦没者とは別にその勲功を特別の思召しにより褒賞され配祀神として祀られているのであるから、そのまま祭祀を継続することを確認した。従って内務省の意図は戦没者を対象としており、それ以外については熊本県同様に改めて上申するのが妥当であると考えていたものと推察する。

この「殉難戦没之将士」が同様の別格官幣社に自動的に波及するものではなく、その都度上申を要するものであることはこの後明治十五年八月十六日付で別格官幣社結城神社宮司川口常文より御祭神結城宗広の子である結城親光及び「一族殉難ノ士」を配祀したいと請願が出されていることから明らかである。(45) この際も内閣書記官議案には「上奏

済」と記されている。川口及び内閣書記官の議案には「殉難ノ士」とあって「戦没」が欠如しているが、『太平記』・『梅松論』を見る限り結城親光は討死しており、内務省達案及び太政類典では「殉難戦没之将士」として記録されていること、及び明治二十二年十二月十六日付で四条畷神社が別格官幣社に列格する際も「配祀　楠正時和田賢秀以下殉難戦没ノ将士[46]」とされていることから先の熊本県の伺いにより「戦没」が条件として否定された訳ではないことがわかる。但し一連の公文書中「戦没」の範囲については糟谷末枝提出の名和一門の名簿から「討死」のほか「自害」が含まれていることが認められるが、判然としない点も多い。

以上から行政の達する「殉難戦没之将士」は不特定多数の「渾テ」の将士を対象とする趣旨であったが、「某以下」と個人を例示しており、不特定多数を徹底するものではなかった。そのため達の内容理解に相違が生じ、祭祀方法を一任された各神社の裁量が働いた。これはこの時期だからこそ認められたと解釈すべきである。神社明細帳制度の確立以降であったならば達と神社明細帳の記載、実際の祭祀が一致しなくてはならない。名和神社を例にとると「但長重以下殉難戦没之将士配祀可致事」が達せられた時点で配祀神「長重以下殉難戦没之将士」一座を指すのか、名簿記載の四十二名が配祀神として認められたという意味であるのか達の内容の確認をしなくては神社明細帳の記載も祭祀も不可能である（ただし名和神社の場合、名簿提出の上で御裁可賜ったのであるからどちらとも可であろう）。更に一旦不特定多数の「殉難戦没之将士」として配祀した後に、特定の個人を手続なしで別扱いすることを禁止する明確な規程及び事例は管見の限り存在しないのであるが、次の二点から上申が不可欠であると判断できる。第一に神社合祀に際し祭神が同一の場合、一柱に合霊することができた。この時、同一神かどうか異説のある場合には地方長官に上申し、地方長官は内務大臣に稟申する取扱いとなっていた[47]。これから類推するに「祭神不詳」を「決定」する場合と同様の手続きを踏む必要がある。第二に、仮に「殉難戦没之将士」から特定の個人を抜き出すことは変更に当たら

ないとしても、神社明細帳には配祀神の項目があり（大正二年内務省令第六号第七条及び別記第一号・第二号様式）、第十条に「神社ハ明細帳ノ記載事項ニ変更ヲ生シタルトキ又ハ其ノ訂正ヲ要スト認ムルトキハ之ヲ地方長官ニ申出ツヘシ」(48)とあってこちらに該当する。そこで神社明細帳の制度が確立した後では神社が独自に裁量を働かせる余地はなくなるのである。かかる制度的なことを考慮すると、熊本県の対応は神社行政上至当なものであったと評価できる。尚、主祭神の一族縁者であっても国事に殉じ戦没したのでなければ「殉難戦没之将士」に含まれないことは、当時既に良妻賢母として仰がれていた楠正成夫人が湊川神社摂社（甘南備神社）に奉斎されていることからわかる。

配祀神を主祭神に昇格する際の手続きについて、大正十二年に菊池神社配祀神菊池武重・菊池武光を主祭神とする請願が「祭神増加」として受理され、上奏裁可されている(49)。本件は内務省にて上奏書が起案され、内務大臣水野錬太郎より総理大臣へ進達、上奏を経たものである。大正十二年三月五日付内務省作成の上奏書は「別格官幣社菊池神社祭神増加ニ関スル件」と題し、「本社ハ明治十一年一月別格官幣社ニ加列セラレ菊池武時ヲ主神トシ武重以下殉難戦没ノ士ヲ配祀セルモノナリ」と現状を説明したのち、武重・武光の勤王の事績を書き連ね、「以上ノ事歴ヲ按スルニ武重ハ武光ト共ニ菊池一族中最モ功績ノ顕著ナルモノニシテ其ノ功ハ父武時ニ譲ラサルヲ以テ配祀ノ列ヨリ陞セテ主神トナシ本社祭神ヲ菊池武時、菊池武重、菊池武光ノ三座ト定ムルヲ至当ナリト認ム依テ右祭神増加ノ儀被為　仰出度」とある。これは同日付で内閣総理大臣に進達され、上奏された。

別格官幣社菊池神社祭神増加ニ関スル件

右謹テ奏ス

大正十二年三月八日

という上奏書には「聞」と捺印されている。

菊池神社と同様の事例として、大正四年に別格官幣社護王神社の配祀神である和気広虫を主祭神とするのに際して「祭神変更」の手続きを採っており、十月二十九日付で上奏され御裁可を賜っている。(50) 本件は配祀神であった和気広虫を主祭神に加え、和気清麻呂を第一座、和気広虫を第二座にするというものであって、内容としては菊池神社と全く同様である。「変更」に「増加」を含むのか、別と考えるのか前述の児玉、岡田、武若の御祭神の決定・変更・訂正の説明もその辺が曖昧となっており、明確な行政措置の手順が確立していなかった印象を受ける。しかし何れにせよ配祀神を主祭神とすることが「決定・変更・訂正」同様に上申を必要とする案件であったことは明らかである。

おわりに

維新が成った時、全国には式内社、国史現在社もあれば山野路傍の小祠もあった。それらが社格という区別はあったものの等しく「国家ノ宗祀」として公認され、祭祀を永続させる為の制度的恩典に浴したことは神道史上失念してはならぬ点である。神社に関する近代的な制度が構築されていく中で神社明細帳が出来たことは画期であって神社・祭神名について正式名称が定められた。それまで俗称も含め一社に複数の名称があったり、同一祭神でも表記が様々だったりすることは珍しいことはなく、また御祭神について古来諸説ある場合もあった。かかる問題は信仰の本体に踏み込むものであり、現行の宗教法人法が信仰内容までは踏み込まず、法人として認証するのと比較して大きな違いがある。

行政が御祭神に関する事項を取り扱うことは近代神社制度の特徴の一つであって、その性質については各神社の御祭神の確定過程（神社明細帳の作成過程）、特に寒川神社など御祭神に諸説あった神社の事例の考証を蓄積する必要がある。しかし少なくとも「国家ノ宗祀」政府が政治的操作の意図を以て一方的に信仰を押し付けたものではなかったことは、本稿で取り上げた別格官幣社創建に際し地元の請願が原動力となったことが証拠の一つとなるだろう。また大正二年内務省令以降、内務大臣にて祭神の決定・変更・訂正を処理できる規程であったにも拘わらず、官国幣社には勅裁を仰ぐ慣例が存在していたことは着目すべき点であって、本研究においても実際に別格官幣社配祀神に関する事項で勅裁を仰いでいることが確認された。藤島神社が列格した明治初期から武若が執筆した終戦数年前まで法令に定めのない上奏が慣例として続けてこられたことは当局者に於いて御祭神に関する事項が如何に慎重に取り扱われたかを如実に示している。且つ勅裁を仰ぐことなしに定められない案件が存在したということは神社行政の本質を考究する上で看過できない点である。

諸制度を見るに近代神社制度の目的には祭祀の「永続性」がある。長い視野で見た場合、祭祀者が独自の神典解釈や神学を打ち出さないとは限らず、恣意独断による御祭神の改変を防止する制度的措置を講じておくことは不可欠であろう。この点から見て戦前の制度は極めて厳重であった。対して神道指令により神社行政は終焉し、現在、神社は宗教法人法に基づく宗教法人として管理運営されている。そのため祭神変更に関する法律的制約は消滅しているのであるが、神社本庁の規程により制約を課している。神社本庁憲章第九条には「神社は、祭神、社名、例祭日、鎮座地、その他神社存立の基本に関わる事項については、統理の承認を受けなければならない。[51]」とあり、神社本庁庁規第九三条三号[52]に神社規則の変更は統理の承認を受けなくてはならないと定め、かつ各神社規則の準則には奉斎する祭神の項目が組み込まれた。これら規程により戦前ほど厳重ではないものの、御祭神の変更は神社本庁の承認なしには

不可能となり、制度的保護は機能し続けている。維新後に神社が公認されたこと、官国幣社御祭神に関する事項が勅裁を仰いでいるという歴史的重みを考えたとき、法律的制約はなくなった上は厳正な管理運営を神社・神職が自発的に行うこと求められるのであり、宗教法人神社本庁の規程にはかかる歴史的な意義、戦後神社人の想いが籠められている。

本稿のように近代神社行政の成果には知らず知らずのうちに現在の神社の土台となっているものも多い。個別行政措置の考証は好古ではなく、現行・将来の神社神道の羅針盤にも成りうる課題である。

註

（1）明治四年五月十四日太政官布告第二三四号
（2）陸軍大将児玉源太郎七男、東京帝国大学法学部政治学科卒業後、内務省に入省、神社局長をはじめ要職を歴任。昭和九年には神社局總務課長の職にあった。
（3）児玉九一『神社行政』地方自治叢書第一巻、常盤書房、昭和九年、一―二頁
（4）拙稿「邸内社の法的性格」（神道研究集録編集委員会編『神道研究集録』第二十輯所収、國學院大學大学院神道学専攻学生会、平成十八年）
（5）阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』、神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年、一八七―一八八頁
（6）前掲『神社行政』四六頁
（7）岡田包義『神祇制度大要』大日本法令出版、昭和十一年
（8）武若時一郎『神社法』地方行政全書、良書普及会、昭和十八年

（9）前掲同書、六五頁
（10）前掲『神社行政』三七頁
（11）前掲『神祇制度大要』八五頁
（12）前掲『神社法』五九頁
（13）前掲『神社行政』四五―四六頁
（14）前掲『神社制度大要』八六頁
（15）国立公文書館所蔵、「福井藩新田義貞ニ神号ヲ賜ヒ祀典ニ列セン事ヲ請フ」、太政類典草稿・第一編・慶応三年～明治四年・第百三十三巻・教法・神社三、［請求番号］本館 -2A-024-08・太草 00134100［件名番号］025［作成部局］太政官
（16）国立公文書館所蔵、「兵部省楠以下名和菊池児島等招魂社へ配祀ヲ請フ允サス王事ニ斃ル、者等追テ沙汰アルヘキ旨ヲ批示ス」、太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第百二十九巻・教法・祭典四、［請求番号］本館 -2A-009-00・太 00129100［件名番号］055［作成部局］太政官
（17）国立公文書館所蔵、「歴朝功臣神号宣下ノ儀伺」、公文録・明治五年・第五十四巻・壬申七月～十一月・教部省目録、［請求番号］本館 -2A-009-00・公 00677100［件名番号］010［作成部局］太政官
（18）引用に際し割注については（　）にて表記した。また旧字は固有名詞を除き原則常用漢字に改めた。以下同様。
（19）国立公文書館所蔵、「藤島神社々号新定別格官幣社ニ列ス」太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二百五十七巻・教法八・神社六、［請求番号］本館 -2A-009-00・太 00480100［件名番号］022［作成部局］太政官
（20）国立公文書館所蔵、「新田義貞并楠政行へ贈位ニ付御祭文等伺」、公文録・明治九年・第十二巻・明治九年十二月・寮局（一）（本局～賞勲局）、［請求番号］本館 -2A-009-00・公 01735100［件名番号］022［作成部局］太政官
（21）国立公文書館所蔵、「藤島神社霊代ヲ石川県へ護送」太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二百五十七巻・教法八・神社六、［請求番号］本館 -2A-009-00・太 00480100［件名番号］023［作成部局］太政官
（22）国立公文書館所蔵、「藤島神社贈位并橘朝臣正行新定別格官幣社ニ列ス」、太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二百五十七巻・教法八・神社六、［請求番号］本館 -2A-009-00・太 00480100［件名番号］024［作成部局］太政官

(23) 国立公文書館所蔵、「藤島神社順序ヲ定ム」、太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二百五十七巻・教法八・神社六、［請求番号］本館 -2A-009-00・太 00480100［件名番号］025［作成部局］太政官

(24) 国立公文書館所蔵、「藤島神社祭日ヲ定ム」、太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第二百六十三巻・教法十四・祭典三、［請求番号］本館 -2A-009-00・太 00486100［件名番号］037［作成部局］太政官

(25) 前掲「歴朝功臣神号宣下ノ儀伺」

(26) 国立公文書館、「名和菊地ノ両神社社格并新田氏ノ一族藤島神社へ拝祀等伺」、公文録・明治十一年・第二十二巻・明治十一年一月・内務省伺（一）、［請求番号］本館 -2A-010-00・公 02258100［件名番号］019［作成部局］太政官

(27) 前掲同書、及び国立公文書館所蔵、「島根県下名和神社々号改定別格官幣社ニ列ス並菊地神社別社造営附長重武重以下将士配祀」、太政類典・第三編・明治十一年～明治十二年・第五十六巻・教法・教法、［請求番号］本館 -2A-009-00・太 00661100［件名番号］023［作成部局］太政官

(28) 前掲「名和菊地ノ両神社社格并新田氏ノ一族藤島神社へ拝祀等伺」

(29) 前掲「名和菊地ノ両神社社格并新田氏ノ一族藤島神社へ拝祀等伺」

(30) 前掲「名和菊地ノ両神社社格并新田氏ノ一族藤島神社へ拝祀等伺」

(31) 前掲「名和菊地ノ両神社社格并新田氏ノ一族藤島神社へ拝祀等伺」

(32) 前掲「名和菊地ノ両神社社格并新田氏ノ一族藤島神社へ拝祀等伺」、「島根県下名和神社々号改定別格官幣社ニ列ス並菊地神社別社造営附長重武重以下将士配祀」

(33) 前掲「名和菊地ノ両神社社格并新田氏ノ一族藤島神社へ拝祀等伺」

(34) 前掲「名和菊地ノ両神社社格并新田氏ノ一族藤島神社へ拝祀等伺」

(35) 国立公文書館所蔵、「名和神社別格官幣社被列祭典済上申」、公文録・明治十一年・第百二十一巻・明治十一年一月～三月・宮内省伺、［請求番号］本館 -2A-010-00・公 02365100［件名番号］033［作成部局］太政官

(36) 国立公文書館所蔵、「菊池神社別格官幣社被列祭典済ノ儀上申」、公文録・明治十一年・第百二十一巻・明治十一年一月～三月・宮内省伺、［請求番号］本館 -2A-010-00・公 02365100［件名番号］019［作成部局］太政官

(37) 前掲「島根県下名和神社々号改定別格官幣社ニ列ス並菊地神社別社造営附長重武重以下将士配祀」

(38) 国立公文書館所蔵、「名和神社例祭日ヲ定ム」、太政類典・第三編・明治十一年〜明治十二年・第五十六巻・教法・教法、〔請求番号〕本館 −2A−009−00・太 00661100〔件名番号〕085〔作成部局〕太政官、並びに「菊池神社例祭日ヲ定ム」、太政類典・第三編・明治十一年〜明治十二年・第五十六巻・教法・教法、〔請求番号〕本館 −2A−009−00・太 00661100〔件名番号〕086〔作成部局〕太政官。ただし明治二十二年に名和神社例祭日を八月十五日から五月七日に改めている（「名和神社例祭日ヲ改ム」、公文類聚・第十三編・明治二十二年・第五十五巻・社寺宗教附・神社祀典附・教職教規附、〔請求番号〕本館 −2A−011−00・類 00440100〔件名番号〕007〔作成部局〕内閣）。

(39) 国立公文書館所蔵、「菊池名和両神社ノ順序ヲ定ム」、太政類典・第三編・明治十一年〜明治十二年・第五十六巻・教法・教法、〔請求番号〕本館 −2A−009−00・太 00661100〔件名番号〕025〔作成部局〕太政官

(40) 村上重良『慰霊と招魂―靖国の思想―』岩波書店、昭和四十九年、八二頁

(41) 白山芳太郎「旧別格官幣社考」（『皇学館大学紀要』通号二一号所収、昭和五十八年）

(42) 中村聡「別格官幣社創建事例に関する一考察」（國學院大學研究開発推進センター編『國學院大學研究開発推進センター紀要』第三号所収、國學院大學研究開発推進センター、平成二十一年）

(43) 国立公文書館所蔵、「〔別格官幣社藤島神社配祀神位階追陞ノ儀ニ付申進〕」、〔諸雑公文書（狭義）〕、〔請求番号〕本館 −4E−018−00・雑 02402100〔作成部局〕内閣

(44) 国立公文書館所蔵、「熊本県菊池神社へ殉難戦没ノ将士配祠御達ニ付伺」、公文録・明治十一年・第百三十四巻・明治十一年一月〜三月・府県伺、〔請求番号〕本館 −2A−010−00・公 02379100〔件名番号〕022〔作成部局〕太政官

達自体は石川県宛であり、十一月二十二日は石川県から藤島神社へ達した日付と推測される。

(45) 国立公文書館所蔵、「別格官幣社結城神社へ結城親光以下殉難戦没ノ将士ヲ配祀セシム」、公文類聚・第八編・明治十七年・第四十六巻、〔請求番号〕本館 −2A−011−00・類 00211100〔件名番号〕020〔作成部局〕内閣

(46) 国立公文書館所蔵、「四条畷神社ヲ別格官幣社ニ列セラル」、公文類聚・第十三編・明治二十二年・第五十五巻・社寺宗教附・神社祀典附・教職教規附、〔請求番号〕本館 −2A−011−00・類 00440100〔件名番号〕004〔作成部局〕内閣

(47) 前掲『神社行政』四四頁
(48) 前掲『明治以降神社関係法令史料』一八八頁
(49) 国立公文書館所蔵、「別格官幣社菊池神社祭神ヲ増加ス」、公文類聚・第四十七編・大正十二年・第三十巻、［請求番号］本館－2A－012－00・類01483100［件名番号］026［作成部局］内閣
(50) 国立公文書館、「別格官幣社護王神社ノ祭神ヲ変更セラル」、公文類聚・第三十九編・大正四年・第十七巻、［請求番号］本館－2A－011－00・類01222100［件名番号］010［作成部局］内閣
(51) 神社本庁『神社本庁規程類集　平成二十一年度版』神社本庁、平成二十一年、三頁
(52) 前掲同書、一四頁